

R8 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業
公募説明会 質疑応答事項

【(ア) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築に関して】

- Q. コンソーシアムの形成について、「協定書等の締結」の完了は何で証明すればよいか？
- A. コンソーシアムは各構成団体の協定書等の締結による手続きにより形成するものとしており、成立時期が明らかとなる協定書等の作成を推奨している。
- Q. 令和 8 年度に 3 年分の企画提案書を作成した場合、次年度も企画提案書を作成する必要があるのか。
- A. 企画提案書を作成するのは初年度のみでよい。しかし、事業計画書については毎年提出する必要がある。
- Q. 3 か年事業として令和 8 年度に採択されれば、3 年間継続できる認識でよいか。
- A. 次年度の予算の確保と審査委員会による評価によるが、基本的には 3 か年予定の事業として採択することになる。

【(イ) 社会教育施設を活用した障害者の学びの場の拡充を目指した地域連携体制の構築、(ウ) 障害者の移行期の学びのモデル構築について】

- Q. 成果報告書の作成は必須か。
- A. 文科省様式に加えて、外部への情報発信のための成果報告書を別途作成いただきたい。
- Q. 民間団体、任意団体が委託先になる場合には自治体からの推薦状が必要であるが、大学も必要か。
- A. 公募要領「4. 事業の委託先」に記載のとおり、「大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を専修学校」は「民間団体」に含まれないため、推薦状の提出は不要である。
- Q. 成果報告会は必ず実施しなければならないのか。誰を対象に、どの程度の規模で実施すればよいか。イベントに代えてもよいか。
- A. 成果報告会の実施は望ましいとしている。事業に関わった方以外にも、障害者の生涯学習に関わっていない方等にも情報発信していただきたいため、外部の方も対象として開催していただきたい。成果報告の趣旨であれば、他イベントと併せて実施しても構わない。
- Q. 成果報告書は、委託事業以外の取組と併せて作成してよいか。
- A. 委託事業の成果報告が十分に記載されていれば併せて作成してもよい。ただし、本事業の成果部分分かるように作成すること。

Q. プログラムの作成以外に社会教育施設との連携方法について、もう少し詳しく聞きたい。連携する社会教育関係者は活動拠点の地域でなければならないか？

A. 社会教育関係者のネットワークを活かした情報発信や、地域の人材等を繋いでいただく仲介になっていただく等も考えられるかと思う。障害者の生涯学習は地域に広げていくことを目的としているため、活動拠点の行政から推薦書を出していただくことはお願いしたいが、取組における連携先は活動拠点のある地域以外もあり得るかと思う。

Q. 昨年度から同様のプログラムで申請するにあたって、申請書を記載するときのポイントはあるか。

A. 新たに取組内容や拡充する内容を必ず記載いただきたい。新規性や拡充の妥当性については、審査委員会で審査される。

Q. (ウ) 調査研究について、大学から大学への再委託も可能か。

A. 委託要項上は再委託も可能であるが、委託費は委託先に支払うため、経費の流れが問題ないか整理いただきたい。